

判決年月日	平成25年3月14日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（行ケ）10152号		
○ラック搬送装置の発明において、被告による訂正は、新規な技術的事項を導入するものというべきであり、平成23年6月8日法律第63号による改正前の特許法134条の2第1項ただし書及び同条5項において準用する同法126条3項に違反し、不適法であるとされた事例			

（関連条文）平成23年6月8日法律第63号による改正前の特許法（以下「特許法」という。）134条の2第1項ただし書及び同条第5項、同法126条3項

本件は、原告が、発明の名称を「ラック搬送装置」とする本件特許に対する無効審判請求について、特許庁が同請求は成り立たないとした審決の取消しを求める事案である。

本判決は、次のとおり判示し、被告による本件訂正は、新規な技術的事項を導入するものというべきであり、不適法であるとして、同訂正を認めた上で、本件訂正発明について無効不成立であるとした本件審決を取り消した。

特許法134条の2第5項が準用する同法126条3項の「明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項」とは、当業者によって、明細書、特許請求の範囲又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、訂正が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該訂正は、「明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において」するものといえることができる。

測定ユニットが搬送経路に直交する方向に移動すること、そのような測定ユニットを支持（保持）して搬送経路に直交する方向に移動する可動アームを設置すること、搬送経路に直交する方向に沿ってガイドレールを設けることは、本件明細書における特許請求の範囲請求項7並びに【0016】【0027】及び【図1】ないし【図5】に開示されているものではなく、その他、本件明細書には、上記各構成に係る記載はない。

したがって、測定ユニットの移動方向、可動アーム及びガイドレールの設置方向は、出願の当初から想定されていたものといえることはできず、測定ユニットが搬送経路に沿って移動することを前提とする本件発明に係る本件明細書の記載を総合することにより導かれる技術的事項であるといえることはできない。